

情報社会論

- ネットにおける権利侵害、違法の定義、実効的取締りの困難性
- 個人情報保護

名誉毀損

- 名誉毀損罪は、刑法230条1項「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、**その事実の有無にかかわらず**、3年以下の懲役若しくは禁錮亦は50万円以下の罰金に処する。」と規定され、民法709条による不法行為として損害賠償請求の対象となる。
- 公然と事実を摘示しなくても、人の社会的評価を低下させた場合、刑法231条の侮辱罪にあたる。
 - 匿名掲示板を舞台とした某動物病院の名誉毀損の事例は、書き込み者を特定できにくくしている匿名環境（ログ保存をしていないなど）および削除ルールをめぐり、掲示板管理人が訴えられ、名誉毀損行為と認められた。→監視や削除の困難性や表現の自由との兼ね合いで議論がある。
 - 問題のある書き込みの削除や、ログ保存の方向へ。

わいせつ物公然陳列罪

- 刑法175条 わいせつな文書，図画その他の物を頒布し，販売し，又は公然と陳列した者は，2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も，同様とする。
- **物**に当たるかどうかは長年争われてきた。→法律が時代に合わなくなった例。
- 海外のサーバが絡んだ場合。→行為地と陳列結果が日本の場合，日本の刑法が適用される。
- リンクは責任を問われるか。→倫理の範疇。

映像送信型性風俗特殊営業

- 風営法第二条八の8では、「この法律において「**映像送信型性風俗特殊営業**」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること(放送又は有線放送に該当するものを除く。)により営むものをいう。」と規定。
- 風営法第四章第三款では、「映像送信型性風俗特殊営業の規制等」において、(営業等の**届出**)、(街頭における**広告および宣伝の規制等**)、(指示等)、(年少者の利用防止のための**命令**)、(処分移送通知書の**送付等**)などの**規制**が明示され、第七章第四十九条以下に**罰則規定**も明記されている。

プライバシー・個人情報の侵害

- 人格権の1つで、本人は公開されたくない個人情報を他人のホームページや掲示板で公開されたらあい、この権利が侵害されたことになる。
- 民法709条に基づき、金銭的損害だけでなく精神的損害に対しても損害賠償を求めることができる。
- **言論の自由**との兼ね合い。→公共の利益に関する事実(政治家の経歴詐称の例など)であれば侵害とならない。→個人情報保護法はその点が曖昧との指摘がある。

法律の実効性

- 特定電子メール(スパムメール)は、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」において規制されている。
 - 第三条第一号に関する施行規則に「未承諾広告※」の表示義務を課していた。→2008年12月法改正され、表示しても禁止となった。(∵逆に、お墨付きとなったこともある)
 - 第三十三条に業務の停止の命令に違反した者に対して「一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」との罰則規定もある。
- 守られていない, 取り締まるすべがない。

国家とインターネット

- 各国政府によるネットの情報のコントロール。
 - 中国におけるグーグル撤退問題
 - 天安門事件の情報や劉曉波氏に関する情報の削除→検索結果からの削除、海外からの情報流入の阻止。
 - 現状では効果をあげている
- コントロールの対象となる情報は、政府にとって不都合な情報である場合がある。
 - 知財侵害、ポルノ、ギャンブル、名誉棄損などのサイト、仏独ではネオナチ関係のサイトも規制されている。このように一見正当な規制に見えるものだけではない。

表現の自由とネット事件・犯罪

- 日本国憲法 第二十一条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

–有害コンテンツの流通

–権利の侵害

–闇の職安サイトによる犯罪

–自殺サイトによる集団自殺

これらをどう解決するかが今後の情報社会の成否のカギ